

JIS

温室効果ガス－第1部： 組織における温室効果ガスの排出量及び 吸収量の定量化及び報告のための仕様及び 手引

JIS Q 14064-1 : 2023

(ISO 14064-1 : 2018)

(JEMAI/JSA)

令和5年8月21日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 適合性評価・管理システム・サービス規格専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	棟 近 雅 彦	早稲田大学
(委員)	大 野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	大 野 昌 仁	一般社団法人日本建設業連合会
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	加 藤 美穂子	東京電力ホールディングス株式会社
	河 嶋 信 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	戸 谷 圭 子	サービス学会 (明治大学)
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	西 村 みどり	日本マネジメントシステム認証機関協議会 (ペリー ジョンソン ホールディング 株式会社)
	原 辰 徳	東京大学
	牧 野 睦 子	公益財団法人日本適合性認定協会
	村 田 浩 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	吉 川 礼 子	一般社団法人全国家事代行サービス協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 22.5.20 改正：令和 5.8.21

官 報 掲 載 日：令和 5.8.21

原 案 作 成 者：一般社団法人産業環境管理協会

(〒101-0011 東京都千代田区内幸町 1-3-1 幸ビルディング TEL 03-3528-8154)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：適合性評価・管理システム・サービス規格専門委員会 (委員長 棟近 雅彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
0 序文	1
1 適用範囲	4
2 引用規格	4
3 用語及び定義	4
3.1 温室効果ガスに関する用語	4
3.2 GHG インベントリプロセスに関する用語	6
3.3 生物起源物質及び土地利用に関する用語	8
3.4 組織、利害関係者及び検証に関する用語	9
4 原則	10
4.1 一般	10
4.2 適切性	10
4.3 完全性	10
4.4 一貫性	10
4.5 精確さ	10
4.6 透明性	10
5 GHG インベントリの境界	11
5.1 組織境界	11
5.2 報告の境界	11
6 GHG の排出量及び吸収量の定量化	12
6.1 GHG の排出源及び吸収源の特定	12
6.2 定量化アプローチの選択	13
6.3 GHG の排出量及び吸収量の算定	14
6.4 基準年の GHG インベントリ	14
7 緩和活動	15
7.1 GHG の排出量の削減及び吸収量の増加のイニシアチブ	15
7.2 GHG の排出量の削減又は吸収量の増加を図るプロジェクト	16
7.3 GHG の排出量の削減又は吸収量の増加に関する目標	16
8 GHG インベントリの品質マネジメント	16
8.1 GHG 情報マネジメント	16
8.2 文書保持及び記録保管	17
8.3 不確かさの評価	17
9 GHG 報告	17
9.1 一般	17
9.2 GHG 報告書の計画	18
9.3 GHG 報告書の内容	18

	ページ
10 検証活動における組織の役割	20
附属書 A (参考) 連結データへのプロセス	21
附属書 B (参考) 直接的及び間接的な GHG の排出量のカテゴリ	23
附属書 C (参考) 直接的な排出量の GHG 定量化アプローチに関するデータの 選択, 収集及び使用に関する手引	30
附属書 D (規定) 生物起源 GHG の排出量及び CO ₂ の吸収量の取扱い	37
附属書 E (規定) 電力の取扱い	38
附属書 F (参考) GHG インベントリ報告書の章立て及び編成	40
附属書 G (参考) 農業及び林業に関する手引	43
附属書 H (参考) 有意に間接的な GHG の排出量を特定するプロセスに関する手引	49
解 説	53

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人産業環境管理協会（JEMAI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Q 14064-1:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS Q 14064 規格群（温室効果ガス）は、次に示す部で構成する。

JIS Q 14064-1 第 1 部：組織における温室効果ガスの排出量及び吸収量の定量化及び報告のための仕様及び手引

JIS Q 14064-2 第 2 部：プロジェクトにおける温室効果ガスの排出量の削減又は吸収量の増加の定量化、モニタリング及び報告のための仕様及び手引（改正予定）

JIS Q 14064-3 第 3 部：温室効果ガスに関する声明書の検証及び妥当性確認のための仕様及び手引

白 紙

温室効果ガス—

第 1 部：組織における温室効果ガスの排出量及び
吸収量の定量化及び報告のための仕様及び手引

Greenhouse gases—Part 1: Specification with guidance at
the organization level for quantification and reporting of
greenhouse gas emissions and removals

0 序文

0.1 背景

この規格は、2018 年に第 2 版として発行された **ISO 14064-1** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

人為的活動に起因する気候変動は、世界が直面する最大の課題の一つであると従来より認識されており、今後も数十年にわたり企業及び一般市民に影響を与え続けるものである。

気候変動は、人為的システムと自然システムとの双方に影響し、資源の利用可能性、経済活動、人間の幸福に重大な影響を与えるおそれがある。これを受け、大気中の温室効果ガス（以下、GHG という。）の濃度を緩和し、また、気候変動への順応性を高めるため、国際、地域、国家及び地方のレベルで官民によるイニシアチブが策定され、実施されている。

利用可能な最高レベルの科学的知見に基づき、気候変動がもたらす切迫した脅威に対して、効果的かつ先進的な対応を取る必要がある。**ISO** では、科学的知見を気候変動への対処に役立つツールに変換することを支援する各種文書を作成している。

GHG 緩和のイニシアチブには、GHG の排出量及び／又は吸収量の定量化、モニタリング、報告及び検証が不可欠である。

低炭素経済による持続可能な開発を支援し、全世界の組織、プロジェクトの推進者及び利害関係者に役立たせるため、**JIS Q 14060** ファミリー規格は、GHG の排出量及び吸収量の定量化、モニタリング、報告、及び妥当性確認又は検証に、明確性及び一貫性を与えるものである。具体的には、**JIS Q 14060** ファミリー規格の利用によって、次の事項が可能となる。

- GHG の定量化における環境の面からの完全性を高める。
- GHG の定量化、モニタリング、報告、検証及び妥当性確認の信頼性、一貫性及び透明性を高める。
- GHG マネジメントの戦略及び計画の策定及び実施を容易にする。